（国家戦略特別区域法の一部改正）

**第六条**　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第十九条第一項各号列記以外の部分の項中

| | |
|---|---|
| 市町村の教育委員会。 | 国家戦略特別区域会議がある市町村の教育委員会。 |
| 市町村（以下 | 国家戦略特別区域会議がある国家戦略特別区域会議（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）に係る関係地方公共団体で構成する国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体である市町村（以下 |

を

に改める。

第十二条の三第十一項の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号） | 第七条第二項 | をいう |

（検討）

**第七条**　政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　義偉
文部科学大臣　萩生田光一

# 政令

関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第百六十三号**

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書並びに経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第二条第一号、第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

**第一条**　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は英国協定」を「、英国協定又は地域的な包括的経済連携協定」に改め、同号ロ中「第三規則（原産地証明書の提示）４(a)」を「第三規則４(a)（原産地証明書の提示）又は地域的な包括的経済連携協定第三章（原産地規則）第Ｂ節（運用上の証明手続）第三・十九条１（連続する原産地証明）に、「の発給」を「又は連続する原産地証明の発給」に、「を発給した」を「又は当該連続する原産地証明が発給された」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

**第二条**　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

二十　地域的な包括的経済連携協定

（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五　地域的な包括的経済連携協定

第四条第一項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　第二条第五号に掲げる経済連携協定　三十日以上九十日以下の範囲内において当該経済連携協定の締約国が指定する期間

第五条中「第二条第二号」の下に「及び第五号」を加える。

第六条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三　第二条第五号に掲げる経済連携協定　三年

**附　則**

この政令は、地域的な包括的経済連携協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　菅　義偉